

長 建 協 発 第352 号
平成23年11月17日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年8月25日付で、国土交通大臣、総務大臣の連名により都道府県及び政令指定都市に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月9日一部変更閣議決定）に従い入札・契約の適正化に必要な措置を講ずるよう通知文「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」をもって要請がなされております。

同通知文書において「緊急に措置に努める事項」として「地域維持事業のかかる経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること」が挙げられております。

しかしながら、一部の発注者では除雪事業において作業員の待機費用が支払われていないといった実態があったことから、実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じるよう、国土交通省から都道府県及び政令指定都市に要請文を発出されたとの連絡が別添のとおりまいりましたので、参考までにお知らせ申し上げます。